

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和5年11月2日	長崎県交通局代表者太田彰幸	諫早営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第16条第1項	令和5年3月6日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)	1	1	1	1
	長崎県長崎市八千代町3番1号	長崎県諫早市貝津町1492番地1号							